

【第51回評議員会決議】

憲法 9 条を破壊し、日本を「海外で戦争できる国」にする「平和安全法制」に反対する

安倍自公政権は、憲法 9 条を壊し、日本を「海外で戦争できる国」へと変えるための安全保障関連法案を 5 月 14 日に閣議決定、15 日に国会に提出、会期を大幅に延長して今国会での成立を狙っている。

法案は、「平和安全法制整備法案」と恒久法「国際平和支援法案」からなり、「平和安全法制」と呼ばれている。内容は、第一に、世界のどこであれ米国の起こす戦争に自衛隊が「戦闘地域」まで行って、軍事支援を可能とする、第二に、「戦乱が続いている地域に自衛隊を派遣し、武器使用を伴う治安維持活動を可能とする、第三に、日本が攻撃されていなくても「集団的自衛権」を行使しアメリカが始めた戦争であっても参戦する——など、戦後日本の平和主義、「専守防衛」を根底から覆すものだ。

加えて、安倍首相は 5 月の訪米で国会にも提案していない法案を今国会で成立させることを対米公約する主権放棄の恥ずべき姿勢を示した。

憲法は前文で「政府の責任によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないやうにする」決意を表明している。憲法 9 条の根底には、戦争に明け暮れた国民の悲惨な体験と、アジア諸国民への甚大な加害への反省がある。戦後 70 年、日本の自衛隊が一人の戦死者も出さず、他国の犠牲者も出してこなかったのは、海外での武力行使を禁止した平和憲法が歯止めとなったからだ。

憲法施行から 68 年、憲法 9 条は解釈改憲でも明文改憲でも戦後最大の危機にある。私たちは、戦後 70 年を迎える今年、戦争か平和かの歴史的な岐路に立っている。

戦争こそが生存権を脅かす最大の脅威であり、人命尊重の責務を負う歯科医師は、いかなる戦争をも容認できない。私たちは、憲法 9 条を壊し戦後日本の国のあり方を根底から変える、「平和安全法制」の立法化を阻止し、平和主義の初心を生かした日本の実現にこれからも力を尽くす決意をここに表明する。

2015 年 5 月 16 日

大阪府歯科保険医協会第 51 回評議員会